

センター からの

2013
5月号
隔月発行

岡山県消費生活センター

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1
TEL 086 (226) 1019 (2013.5月発行)

Contents

- 消費者被害撲滅キャンペーン
- 消費生活サポーター講座が
開催されます
- 「社会に出る前にこれだけは知って
おこう ～消費者トラブル対処法」
を作成しました
- 消費生活相談事例
- ビデオ・DVDライブラリー

お便り

消費生活に関するご相談は

●岡山県消費生活センター相談ダイヤル

岡山 …… 086 (226) 0999

火曜日～日曜日 9:00～12:00・13:00～17:00

津山分室 …… 0868 (23) 1247

月曜日～金曜日 9:00～12:00・13:00～17:00

●消費者ホットライン 0570 (064) 370

(身近な消費生活窓口につながります。)

●消費のアドバイス

山陽新聞 毎月第3日曜日掲載

(変更される場合があります。)

消費者被害撲滅キャンペーン

毎年5月は「消費者月間」です。今年は「学ぶことから始めよう ～自立した消費者に向けて～」を統一テーマとして、全国で消費者、事業者、行政が一体となって消費者問題に関する啓発・教育等の各種事業を集中的に行います。

岡山県では、この「消費者月間」にあわせ、県内各地でチラシを配布するなど「消費者被害撲滅キャンペーン」を実施します。

深刻な消費者被害を防ぐためには、知識・情報を備え賢い消費者になること、また、身近な市町村の消費生活窓口を中心とした地域でのネットワーク力を強化して悪質商法の撲滅に取り組むことが大切です。

みなさん、この機会に身の回りのくらしの安全・安心を見直してみましよう!

期間中、消費生活センターでは、次の講座を開催します。

消費生活講座

平成25年
5月17日(金) 13:30～15:00
in 岡山県消費生活センター

「くらしの中の民事調停」

岡山民事調停協会

参加希望の方は、岡山県消費生活センターに電話またはFAXでお申し込みください。

TEL. 086-226-1019 FAX. 086-227-3715

定員 70 名に達しますとお断りする場合がありますので、ご了承ください。

消費生活サポーター講座が開催されます

昨年12月に消費者教育推進法が施行されました。消費者被害を防止し、県民の皆さんが自らの利益の擁護・増進のため自主的・合理的に行動することができるよう、消費者教育を総合的かつ一体的に進めていくものです。消費者教育は、消費生活に関する知識を修得し、これを適切な行動に結びつけ、消費者の皆さんが消費者市民社会を構成する一員として主体的にその形成に参画できるように行われる必要があります。

岡山県では、消費者教育の一環として、昨年度から消費生活サポーター講座を開催し、消費者の皆さんが消費生活に関する必要な知識を修得し、消費者被害に遭いやすい方の見守りなど地域における安全で安心な消費生活を支える活動ができるよう支援をしていますが、本年度からは県内全域で本格的に実施することになっていますので、積極的に受講してください。

また、この講座の補助教材として使用するDVDを作成しました。山田花子さんが演じる新人消費生活サポーターが、失敗を繰り返しながら経験を積んでいく様子を通して、消費生活の知識、見守りの仕方などを楽しく学べる内容になっています。DVDは岡山県消費生活センターにも備えていますので、積極的にご活用ください。



<消費生活サポーター講座受講に関する問い合わせ先>

NPO 法人 消費者ネットおかやま (県の委託先)
〒700-0026 岡山市北区奉還町 1-7-7
電話 : 086-230-1316 FAX : 086-230-1317
<http://okayama-con.net>

これから社会人になる若者に「消費者力」を養ってもらうために

“若者による若者のための” 啓発パンフレット

「社会に出る前にこれだけは知っておこう

～消費者トラブル対処法」

を作成しました。



岡山県消費生活センターでは、センターの相談員が中国短期大学の「消費生活学」の講義を担当することになった機会をとらえて「若者による若者のための啓発資料」作成を企画し、大学当局のご快諾を得て、学生達との協働で、若者向け啓発パンフレット「社会に出る前にこれだけは知っておこう～消費者トラブル対処法」を作成しました。

このパンフレットは、多くの若者が「消費者力」を身につけ、自律的な消費者として、トラブルを未然に防止するとともに、万が一トラブルにあったときにも、問題を解決するために役立つことを目的としています。

事例・対処法・イラストなどについて学生の視点を盛り込み、若者に理解しやすいものとなるように作成しました。また、インターネットやエステティック、マルチ商法など若者の被害が目立つ消費者トラブルの事例と注意点を豊富に紹介するとともに、契約やお金の使い方に関する正しい知識を掲載しています。

若者を対象とした消費者教育や啓発講座などで積極的にご活用ください。



●消費生活相談事例●

若者の投資のトラブル



高校の同級生に「いい話がある。」と誘われてビルの一室に行ったところ、「新たに開発された画期的な製品を買って企業を支援すると、毎月配当が振り込まれる。人を紹介したら紹介料が入って簡単に儲かる。」と長時間勧められ投資の契約をさせられた。「高額なのでお金が無い。」と言うと、サラ金の無人契約機に連れて行かれ借金で50万円を払わされた。この会社について調べてみたところ不安になったので解約したい。(倉敷市：男性)

消費者へのアドバイス

最近、友人、職場や学校の知人、親戚などの身近な人から誘われ、商品を購入したり、投資をしたりする販売組織の会員になる契約をして被害に遭ってしまう、マルチ商法の相談が若年層を中心に多く寄せられています。商品は、健康食品や化粧品、岩盤浴用の鉱石採掘や環境に良い活動など新しい事業を始めた企業への投資など様々です。勧誘時には、商品購入や投資の勧誘であることを告げられず、身近な人から「食事」や「会合」など別目的で呼び出されて勧誘され、いわば不意打ちに遭った上、長時間の説明を受けて、断り切れずに契約してしまうケースが目立ちます。若年層は、契約に必要な現金がないことが多いため、資金を消費者金融等からの借金で賄うこともあります。

しかし、販売組織の会員になっても、勧誘時に強調されたように簡単には販売成果を上げられず、借金が残って被害者となるだけでなく、消費者自らが勧誘したり、販売したりすることで加害者となり、被害を拡大させてしまいます。

こうしたマルチ商法の被害に遭わないためには、

身近な人からの勧誘でも、契約する意思がない場合は毅然と断ることで。曖昧な態度が被害をもたらす、結果的に人間関係も損ないます。特に思い当たる用事もないのに、知人などから呼び出された場合は、その趣旨を確認することも重要です。また、「すぐに儲かる」などの甘い言葉を信じて、契約しないことです。事業者への投資の勧誘を安易に信じると思いもよらない被害に遭うこととなります。さらに、家族や友人など身近な人の様子に目を配り、不審な点があれば相談にのるなどトラブルを抱えている人を救うよう心がけてください。若年層や高齢者は、トラブルを抱えたまま誰にも相談できず、状況を悪化させてしまうケースがあります。

相談の事例は、内容証明郵便でクーリングオフによる契約解除通知を出し交渉した結果、解約され全額返金を受けることができました。

マルチ商法で、不安になったり、トラブルを抱えたりしたときは、早めに居住地の消費生活相談窓口にご相談してください。

岡山県消費生活センター 086-226-0999

消費生活ビデオ・DVDライブラリー

ビデオ・DVDライブラリーに次のDVD-ROMが加わりました。

情報セキュリティの基礎知識DVD-ROM

製作：独立行政法人 情報処理推進機構



一般向け

コンピューターウイルスの脅威、巧妙化するワンクリック請求のワナ、スマートフォンのセキュリティ対策など、情報セキュリティに関する様々な脅威と対策を啓発映像や学習ツールを用いて分かりやすく解説します。

※このDVD-ROMはWindowsを搭載したパソコンでのみ利用することができます。DVDプレーヤー等のオーディオ機器では再生できません。

* 貸出については、当センターへお申し出ください。TEL (086) 226-1019

* ビデオ・DVDライブラリーの在庫については、当センターのホームページをご覧ください。

<http://www.pref.okayama.jp/site/syohi/koho-v-list.html>